

種別		取得頂くもの	内容	納付期限	課税主体	証明書取得先
法人	法人税	直近期の 納税証明書（その1）	法人の所得に対して課税されます。 P/Lの当期純利益が黒字でも、繰越欠損金により所得がゼロ以下であれば課税されません。	原則、決算日後2か月以内 ※前年度の納税額が20万円を超える場合、予定納税（中間納税）あり	税務署	<a href="#">相模原税務署</a> <a href="#">中央区富士見6丁目4-14</a>
	法人事業税	直近期の 法人事業税納税証明書 (課税額、納付済額及び未納額)	法人の所得に対して課税されます。 法人税と同様、所得がゼロ以下であれば課税されません。	原則、決算日後2か月以内 ※前年度の納税額が20万円を超える場合、予定納税（中間納税）あり	都道府県税事務所	<a href="#">相模原県税事務所</a> <a href="#">南区相模大野6丁目3-1 神奈川県高相合同庁舎</a>
	法人県民税	直近期の 法人県民税納税証明書 (課税額、納付済額及び未納額)	法人税額に基づいて課税される法人税割額と、事業所の設置に対して課税される均等割り額があります。			
	法人市民税	直近期の 法人市民税納税証明書	※均等割り額は所得ゼロ（マイナス含む）の場合でも課税されます。		市町村	<a href="#">相模原市役所各窓口</a>
個人	所得税	最近納期が到来した 納税証明書（その1）	課税所得に対して課税されます。	3月15日 自動振替→4月20日 延納の届出あり→5月31日	税務署	<a href="#">相模原税務署</a> <a href="#">中央区富士見6丁目4-14</a>
	個人事業税	最近納期が到来した 個人事業税納税証明書 (第1期課税前は前年の証明書を取得)	事業所得（営業所得）に対して課税されます。 ※290万円の基礎控除あり。課税対象は70業種。	第1期 8月末 第2期 11月末	都道府県税事務所	<a href="#">相模原県税事務所</a> <a href="#">南区相模大野6丁目3-1 神奈川県高相合同庁舎</a>
	住民税	最近納期が到来した 市民税・県民税の 納税証明書 (第1期課税前は前年の証明書を取得)	課税所得に対して課税されます。	第1期 6月末 第2期 8月末 第3期 10月末 第4期 1月末	市町村	<a href="#">相模原市役所各窓口</a>